

相談される皆様へ

(公社) 兵庫県建築士会
令和3年10月1日

1. 相談の対象について

- ①兵庫県内にお住まいの方のご相談、もしくは兵庫県外にお住まいの方が所有する兵庫県内の物件に関するご相談をお受けします。
- ②原則として、個人(非事業者)の方が対象です。工務店、設計事務所、不動産事業者、賃貸住宅経営者等の事業者の方からのご相談や、営利目的でのご相談はお受けできません。
- ③裁判等の係争中や、係争の申立て等が具体的に予定されている案件のご相談はお受けできません。

※暴力団等の反社会的勢力及びその関係者からの相談はお受けできません。

2. 相談内容について

建築に関わる内容や、建築士の業務に関わる内容全般のご相談をお受けします。

※相談例

1) 建築の専門的な相談

- イ. 技術的な相談(耐震診断、リフォーム、バリアフリー、省エネなど)
 - ロ. 設計監理や工事の進め方、維持管理
 - ハ. 建築士の業務に関する相談
- #### 二. 設計監理者および施工者の紹介

2) トラブル相談

- (契約トラブル、出来栄えトラブル、約束トラブル、追加変更トラブル、金銭トラブル等)
- イ. 企画、設計、工事監理
 - ロ. 法規、申請、近隣
 - ハ. 契約、工事、技術、性能

3. 相談業務について

- ①ご相談は、電話相談といたします。
- ②相談時間は1回30分程度とします。
- ③原則として相談は1回限りとします。
- ④相談内容の録音はお断りします。
- ⑤相談結果や相談員の見解についての書面の発行や、鑑定書、その他文書の作成、文書の添削などは行っておりません。
- ⑥直接、相手方や事業者との連絡や交渉、あっせん、仲裁等はいりません。
- ⑦相談は兵庫県建築士会としてお受けしますので、相談員の個人名等はお伝えしておりません。ご了承ください

4. 守秘義務について

- ①相談員は、相談業務において知りえた秘密、個人情報等を正当な理由なく第三者に提供、及び目的外使用をいたしません。また相談の有無、履歴についても第三者に回答することはありません。